

県民参加の森林づくり事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、本県の森林がすべての県民に多様な恩恵をもたらしている観点から、水源地や人家、公共施設の上部等に位置する荒廃した森林の再生を図るために、地域住民やNPO、ボランティア団体等（以下「CSO等」という。）が、荒廃した森林の復元や保全活動に資する事業を行う場合において、佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助事業者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、別に定める「県民参加の森林づくり事業募集要領」に基づいて実施させる公募において選定されたNPO法人、ボランティア団体、自治会、企業労働組合等の団体とする。

2 前項の補助対象者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 第1項の補助対象者は、前項の(2)から(7)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(補助対象経費及び補助率)

第3条 補助金の交付対象となる経費及び補助率は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書（以下「申請書」という。）は、様式第1号のとおりとする。

2 前項の申請書の提出期限は、毎年度知事が別に定めることとし、その提出部数は1部とする。

3 補助事業者は、第1項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場

合については、この限りでない。

- 4 規則第4条第3項に規定する補助金等の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

(補助金の交付の条件)

第5条 規則第5条の規定により、補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。
 - (2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合には、知事の承認を受けること。ただし、補助金額に変更を及ぼさない場合において、次の各号のいずれかに該当する変更については、この限りでない。
 - ア 補助事業の内容のうち、事業量（植栽本数、整備面積等）の増若しくは30%以内の減、又はイベント（森林環境教育、技術講習会等）の開催回数が増
 - イ 補助対象経費の経費区分の相互間における流用で、各補助対象経費の30%（30%に相当する額が50,000円以下である時は50,000円）以内の増減
 - (3) 補助事業者が補助事業を行うために締結する契約については、別紙（「佐賀県ローカル発注促進要領」（平成24年10月9日付け商第1251号））のとおり県内企業と契約するように努めなければならない。
 - (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
 - (5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
 - (6) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了後5年間保管すること。
- 2 前項第2号の規定により知事に変更の承認を受けようとする場合の変更申請書は、様式第2号のとおりとし、その提出部数は1部とする。

(交付決定の取消し等)

第6条 知事は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し又は補助金の交付の内容、条件、その他法令等若しくは指示に違反したときは、額の確定の有無にかかわらず補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 知事は、補助事業者が第2条第2項及び第3項の規定に該当することが判明したときは、前項の規定を準用する。

3 前2項の規定により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助金を返還させることができる。

(実績報告)

第7条 規則第12条に規定する実績報告書は、様式第3号のとおりとする。

- 2 前項の実績報告書の提出期限は、事業完了（補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）の日から30日以内又は補助金の交付の決定に係る年度の3月10日のいずれか早い日とし、その提出部数は1部とする。
- 3 第3条第3項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、その金額を補助金額から減額して報告しなければならない。
- 4 第3条第3項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入

れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額して報告した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を様式第6号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

（補助金の交付）

第8条 この補助金は、補助事業者から請求があり、知事が必要と認めた場合は、概算払いで交付することができるものとする。

2 規則第15条に規定する補助金交付請求書は、様式第4号及び様式4号の2並びに様式第5号のとおりとし、その提出部数は1部とする。

（事業完了確認報告）

第9条 知事は、事業実施主体から第5条に規定する実績報告書が提出されたときは、原則、現地において事業完了確認を実施し、その結果について 事業完了確認報告書（様式第7号）を作成し、関係書類等を添付するものとする。

2 知事は、第8条により概算払の請求があった場合には、原則、現地において出来高を確認するものとする。

附	則	この要綱は、平成20年度分の補助金から適用する。
附	則	この要綱は、平成21年度分の補助金から適用する。
附	則	この要綱は、平成22年度分の補助金から適用する。
附	則	この要綱は、平成25年度分の補助金から適用する。
附	則	この要綱は、平成28年度分の補助金から適用する。
附	則	この要綱は、平成30年度分の補助金から適用する。
附	則	この要綱は、令和2年度分の補助金から適用する。
附	則	この要綱は、令和3年度分の補助金から適用する。
附	則	この要綱は、令和4年度分の補助金から適用する。

別表(第3条関係)

補助対象経費	補助率
CSO等が企画・立案し、自らが実践する荒廃森林の再生につながる森林づくり活動に要する以下の経費 ①活動費 ②消耗品費（替刃） ③備品購入費 ④その他（必要と認める経費）	10/10 以内 ただし、補助金の上限額は1団体 当たり 200 万円

※CSO等とは、NPO法人、ボランティア団体、自治会、企業労働組合などの組織・団体。